

令和4年度 市民税・県民税申告の出張会場

【出張会場・期間】

◎感染症拡大防止のため、来場は極力控え、郵送提出をお願いします。

※いずれの会場も、混雑状況により、入場を制限する場合や、受付時間内でも受付を終了する場合がありますのでご了承ください。

◎整理券は、当日の午前8時30分～配布します。時間前には並ばないでください。

会 場	南橋市民サービスセンター（公民館）ホール
日 時	令和4年2月2日(水) 午前9時30分～午後3時30分

【町ごとの受付時間】

※出張会場の日時でご都合がつかない方は、本会場へお越しください。

※該当の時間帯にお越しただいても、混雑状況により受付ができないことがあります。

午前	上細井町 下細井町 下小出町 上小出町 龍蔵寺町 青柳町
午後	北代田町 荒牧町 日輪寺町 川端町 田口町 関根町 川原町 南橋町

【本会場・期間】

本会場	前橋市役所（2階 市民税課）
平日受付	令和4年2月16日(水)～令和4年3月15日(火)
休日受付	令和2月20日(日)、2月27日(日)
受付時間	午前9時～午後4時

【来場される方へのお願い】

- ・当日は必ず検温を実施し、発熱や体調不良の場合は来場をご遠慮ください。
- ・介助などやむを得ない場合を除き、複数人での来場はご遠慮ください。
- ・当日、会場入口で順番と受付開始時間の目安が記載された整理券を配布します。
混雑状況によっては車での待機や、一旦ご自宅に戻っていただくことがあります。
- ・1日の受付人数の上限に達した場合、入場制限をかける場合があります。

【申告が必要な人】

今年の1月1日現在、前橋市に居住していて、以下のいずれかに該当する方です。
なお、所得税の確定申告をされる方は、市民税・県民税の申告は必要ありません。

- ・給与・公的年金以外に収入(営業、農業、不動産、配当など)がある
- ・医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など各種控除の申告をする
- ・昨年中の収入が無く、前橋市内の人の税法上の扶養になっていない
- ・遺族年金や障害年金などの非課税所得のみ
- ・前橋市外の人の税法上の扶養になっている …など

※公的年金等の収入金額が400万円以下の方は確定申告不要制度があります。

【申告に必要なもの】

- 本人確認書類 □筆記用具・電卓 □医療費控除の明細書・医療費通知(該当の方のみ)
 - 収入に関する書類(源泉徴収票、収支内訳書など) □控除に関する書類(控除証明書など)
- ※必要書類を事前に作成していない場合は、受付できません。

【郵送提出の方法】

申告書に上記の書類のコピーを添付して、市民税課まで郵送してください。
市ホームページの申告書作成ページでは源泉徴収票などから、簡単に申告書を作成することができます。



URL<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/zaimu/shiminzei/gyomu/3/3/4724.html>

【所得税の確定申告について】

確定申告会場	住所	受付期間	受付時間
前橋税務署 (前橋地方合同庁舎)	大手町2-3-1	平日:1月4日(火)～2月15日(火)	午前9時 ～ 午後4時
前橋問屋センター会館	問屋町2-2	平日:2月16日(水)～3月15日(火) 休日:2月20日(日)・2月27日(日)	午後4時

《お問い合わせ》 前橋税務署 電話:027-224-4371 (自動音声案内で「0」)

確定申告のうち、下記の申告は市役所及び南橋市民サービスセンター会場では受付できません。
必ず上記の確定申告会場で申告をしてください。
●青色申告、損失申告●住宅借入金等特別控除の初年度の申告●土地や家屋などの分離譲渡所得の申告●株式等の譲渡所得、分離配当・利子所得、先物取引の申告●過年分の申告
●令和4年分の準確定申告●税務署収受印が必要な場合 …など

お問い合わせ

〒371-8601 前橋市大手町二丁目 12 番 1 号

前橋市役所 市民税課

電話:027-898-6203 (直通) FAX:027-224-1321